# 研究ノート

# P. モラーロの政治的責務としての 市民的不服従

山本啓介\*

- I はじめに
- Ⅱ 政治的責務論
- Ⅲ 市民的不服従論
- Ⅳ 検討

## I はじめに

市民的不服従 civil disobedience は、「統治権力の法や政策に変化をもたらすことを達成目標としてなされる……法に反する行為」と定義される(Rawls 1999: 320 [邦訳 480])。このように定義される市民的不服従は、公民権運動やベトナム反戦運動といった社会運動を背景に、1960 年代後半から 70 年代にかけてもっとも盛んに議論された。そのため、統治権力による権利侵害から権利をいかに防衛するかという視座から、市民的不服従は議論された。しかし、2000 年ころから、「民主主義の強化」という視点から市民的不服従は再び学問的関心を集めている。社会の変化に伴い、市民的不服従論の焦点も「権利の防衛」から「民主主義の強化」へと変化してきたのである。

しかし、市民的不服従論における哲学的関心は、依然としてその違法性と政治 的責務(法服従義務)との緊張関係の解消にあるように思われる。多くの論者が

<sup>『</sup>一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第 21 巻第 1 号 2022 年 3 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了

この問題の解消を試みた。たとえば、J. ロールズは市民的不服従に多くの要件を課すことで政治的責務と市民的不服従の両立を試み、A. J. シモンズは政治的責務を否定することで政治的責務と違法性の緊張関係そのものの解消を試みた(横濱 2016: 24-30;山本 2021: 463-481)。

ところが、ロールズやシモンズと全く異なったアプローチで、政治的責務と市民的不服従の緊張関係を解消しようとする論者も登場している。たとえば、本稿で取り上げる P. モラーロは、はじめての著書『市民的不服従:哲学的概要』 (2019) において、政治的責務の履行行為として市民的不服従を捉えなおすことで、政治的責務と市民的不服従の緊張関係の解消を試みる¹)。モラーロは政治的責務の根拠を「自律尊重義務」に求め、他人の自律を尊重するなら、その行為が法服従であろうと、市民的不服従であろうと、当該行為は政治的責務の遂行だと主張する。つまり、従来のアプローチとは異なり、市民的不服従を政治的責務の履行行為と捉えなおすという方法で、モラーロは市民的不服従の違法性の問題の解消を試みたのである。このモラーロの試みは、市民的不服従論、そして政治的責務論に理論に新たなパースペクティブをもたらしたと筆者は考える。そこで、本稿は、政治的責務と市民的不服従の緊張関係に対するモラーロのアプローチを検討する。まず、モラーロの政治的責務論を確認し(Ⅱ)、市民的不服従論を概説する(Ⅲ)。その後、彼の理論の問題点を検討する(Ⅳ)。

# Ⅱ 政治的責務論

本章では、モラーロの政治的責務論を概観する。結論を先取りしていえば、モラーロの政治的責務論の特徴は次の二点に集約される。第一に、政治的責務を「自律 autonomy の権利」から生じる二次的な義務と捉えなおしたことである。第二に、政治的責務を、「法服従」という外的要素を重視する概念から、内的要

<sup>1)</sup> モラーロは、オーストラリアの Charles Sturt 大学の法学センターの講師を務め、クリティカルシンキング、人権論、刑法、政治理論の授業を担当している (https://bjbs.csu. edu.au/centres/law-and-justice/staff/profiles/academic-staff/piero-moraro 最終閲覧 2021/09/10)。

素であるシティズンシップ citizenship を重視する概念へと転換したことである。「自律」はモラーロの政治的責務論のみならず、民主主義論、市民的不服従論を含めた彼の政治理論全体の通奏低音をなす。そのため、まずモラーロが提示する「自律」の概念を確認したうえで、彼独自の「法尊重」としての政治的責務論へと議論を移したい。

#### 1 自律、自律の権利

「自律」は広範な概念として扱われている(Dworkin 1988: 6)。たとえば、R. ウォルフは自律を自由と責任の結合体と考えていた(Wolff 1970: 14)し、ロールズは「自律的行為とは、自由で平等な理性的存在者として合意するであろう諸原理にしたがって行為することだ」と主張した(Rawls 1999: 453 [邦訳 676])。このように、自律についての議論は百家争鳴の様相を呈しているが、モラーロは J. ラズの「選択行為を通じて [自らの] 価値観 value に従事する能力」であるという主張に倣い、「自らの人生を選び取る能力」と自律を定義する(Moraro 2019: 30 [ ] は引用者補足)。モラーロが依拠するラズによると、この能力はそれ自体に価値がある(Raz 2001: 157)。そのため、自律の能力は選択した行為と独立して尊重されねばならない(Moraro 2019: 31)。

すでに述べたように、モラーロは自律それ自体に価値を見出す。それゆえ、自律した行為者は自らの選択を尊重される権利、すなわち「自律の権利 right of autonomy」を持つ。この権利は、自律した行為者として権利保有者を尊重する義務(以下、自律尊重義務)を生成する。そのため、自律した行為者は、自律の権利を持つのと同時に、他人に対して自律尊重義務を負うことになる。ただし、自律尊重義務を負う者が自律した行為者だけに限定されていない点には注意が必要である。モラーロによると、自律尊重義務は自然義務である。それゆえ、自律した行為者であろうとなかろうと、誰もが自律尊重義務を負い、自律した行為者を尊重しなくてはならない。

さらに、自律尊重義務は、自律した行為者が自律の能力を行使できるようにする積極的な支援を要請する。なぜなら、知性、技能、知識、精神的な健康が充実していなくては、自律の能力を十分に発揮できないからである。つまり、自律の

#### (100) 一橋法学 第21巻 第1号 2022年3月

能力は他人による支援を要請する。それゆえ、自律尊重義務は干渉を禁止する消極的義務のみならず、他人を支援する積極的義務をもその射程に収める (Moraro 2019: 32)。

#### 2 シティズンシップ、政治的責務

モラーロの法尊重としての政治的責務論を検討する前に、政治的責務の要点を 法服従からシティズンシップへと転換する彼の動機を確認しよう。モラーロの狙 いは、政治哲学の重心を「外的制約」から政治共同体の構成員としての「内的傾 向性 inner disposition」へと移すことにある。

たしかに、社会正義を達成するためにどのような諸制度が不可欠かを、政治哲学者は研究すべきである。しかし、政治哲学者は、社会の諸制度が適切に維持されるために、そして期待される結果を諸制度がもたらすことを保証するために、どのような個人が不可欠であるかも同様に研究すべきである(Moraro 2019: 133)。

たとえば、ロールズが主著『正義論』で、「社会の基本構造」を正義が第一に取り組むべき主題として提示したように(Rawls 1999: 7 [邦訳 10-11 頁])、リベラル派の多くの論者はあるべき「社会の基本構造」の探求に注力し、その「社会の基本構造」を支える個人の特徴についてはあまり議論してこなかった。しかし、あるべき「社会の基本構造」を示した上で、ロールズが公的空間において不可避に生じる善の構想の違いに対処するために「礼節の義務 duty of civility」<sup>2)</sup>を提案するように、「社会構造の安定性を維持するために、国民 citizen はお互いに対してある特定の傾向性 disposition を保持しなくてはならない」(Moraro 2019: 132)3)。そこで、モラーロはあるべき「社会の基本構造」ではなく、国民

<sup>2)</sup> ロールズは「礼節の義務」を、政治権力の正統性が公共的理性に裏打ちされているかを 説明する道徳的義務とする(Rawls 2005: 217)。また、モラーロは L. ウェイナーに倣い、 ロールズの礼節の義務を「公的に履行できない特定の主義に偏った価値観や論争的な諸規 範 standards に訴えることで、根本的な問題についての政治決定を正当化できないという 国民の義務」と説明する(Moraro 2019: 60)。

が持つべき内的傾向性、すなわち、シティズンシップに重心を置いて政治的責務 論を展開する。

ところで、モラーロによると、諸制度が機能していたとしても、それら諸制度への国民の積極的な関与が十分でない場合、公益のために結束するという国民の能力は徐々に後退しうる(Moraro 2019: 133)<sup>4)</sup>。モラーロはこの主張を根拠づけるために、R.パットナムの「社会関係資本 social capital」に着目する。パットナムは物的資本や人的資本と比較して社会関係資本を次のように説明する。

物的資本は物理的対象を、人的資本は個人の特性を指すものだが、社会関係 資本が指しているのは個人間のつながり、すなわち、社会的ネットワーク、 およびそこから生じる互酬性や信頼性の規範である。この点において、社会 関係資本は「市民的美徳」と呼ばれてきたものと密接に関係する(Putnam 2000: 16 「邦訳 14 頁」)。

社会の基本構造といった社会関係資本は、結局のところ、個々人のつながりがもたらす相互性や信頼がないところでは維持できない。それゆえ、シティズンシップは、他人と協同する意欲や公益増進への献身を要請する。つまり、「『シティズンシップ』は、国家の命令通りに行為する無批判な傾向性以上のことを要求するのである」(Moraro 2019: 133)。

このように、モラーロは社会制度を維持するためにシティズンシップの意義を強調し、他人との協同 cooperation を国民に要請する。その一方で、国家 state の役割も強調する。国家により維持される法の支配は、「自律の権利」を充足するのに不可欠だからである。つまり、モラーロ理論において、国家と国民は自律をめぐり、いわば協同関係にある。モラーロはこの協同関係に着目し、シティズンシップを「国民の義務 duty of citizen」として政治的責務へと昇華させる。

<sup>3)</sup> モラーロは国民を想定して citizen という単語を使用しているため、本稿では国民と訳 出する。

<sup>4)</sup> モラーロは政治的責務の個別性の根拠をフェアプレイの原理に求める。そのため、フリーライダーが多数いると、相互信頼の上に成り立つフェアプレイの原理では、諸制度が維持できないとモラーロは考えているのだろう。

#### (102) 一橋法学 第21巻 第1号 2022年3月

行為者が自律の権利を行使するために国家が不可欠であるなら、お互いを自律した行為者として尊重する義務を果たすために行為者は国家を支えなくてはならない。すなわち、自律した行為者として他人を尊重する義務は、[各個人の] 自律を保護する国家の機能を支える義務を生じさせる。服従者が平等に持つ自律の権利を保障するために法が整備されている場合、国民 citizen は国家の決定 directive に従う義務に直面する。つまり、国民はお互いを尊重すべきであるから、法を尊重すべきなのである(Moraro 2019: 137 強調は引用者)。

この引用文からわかるように、モラーロは政治的責務を国民が自らの、そして他の国民の「自律の権利」の行使を可能とするために負うものだと考える。つまり、モラーロ理論における政治的責務は、独立した義務ではなく、自律した行為者として他人を尊重する義務から導かれる二次的な自然的義務である。以上のように、モラーロは「自律の権利」が要求する義務とシティズンシップを結びつけることで、独自の政治的責務論を展開する。

## 3 「法尊重」としての政治的責務論

モラーロは、自律とシティズンシップから導出される政治的責務を「法尊重義務」とよび、従来主張されてきた「法服従」を重視した政治的責務論と区別する。というのも、彼が依拠するシティズンシップは国民に法服従だけでなく、市民的不服従を含めた国家への積極的な関与を要求するため、必ずしも「法尊重義務」が「法服従義務」を含意するわけではないからである(Moraro 2019: 137)。そして、法服従義務に重心を置く政治的責務論の問題点として、以下の二点を指摘して、「法尊重義務としての政治的責務」と「法服従としての政治的責務」の違いを強調する(Moraro 2019: 137-138)。

第一に、特定の国民の権利を侵害する法への服従義務を説明できない。たとえばジム・クロウ法が存続していたように、民主的な国家においてすら特定の国民の基本権を狙い撃ちする法は存在しうる。法が特定の国民の基本権を侵害するとき、その法への法服従義務は、自律の権利が要求する自律尊重義務と対立する。

それゆえ、法服従が常に称賛に値するわけではない。

第二に、法服従としての政治的責務は、市民的不服従が政治共同体に貢献することを目標とする政治的行為であるという事実を無視している。モラーロによると、法服従として政治的責務を理解する場合、法への不服従は次の三通りで理解されてきた(Moraro 2019: 138)。

- [1] 法に服従する政治的義務 political duty の遵守不履行として**正当化できない**法への不服従
- [2] 道徳的義務が法に服従する政治的義務を覆すことで override **正当化できる法への**不服従
- [3] 法に服従する政治的義務が適用されず許容される法への不服従

法服従を政治的責務と捉える場合、いずれの不服従も政治的責務とはみなされない。つまり、法服従を重視する政治的責務論には、市民的不服従を政治的責務と認める余地はない。しかし、市民的不服従は政治共同体の存続に資することを目的としてなされる。そのため、違法行為に該当する行為をしたという事実だけで、その行為を市民としての義務との関係において違法行為 wrongdoing と断じるには不士分である(Moraro 2019: 139)。

他方、法尊重の政治的責務は、従来の法服従としての政治的責務が抱えるこれらの問題を解消できる。なぜなら、法尊重の究極的な根拠を個人の「自律の権利」に求める法尊重の政治的責務においては、「自律の権利」を侵害するような法に服従することは義務違反と考えられ、市民的不服従などの行為に従事してその法を是正するよう要請されるからである。それゆえ、モラーロは、従来の政治的責務論を転換し、「法尊重」の政治的責務論を展開するのである5)。

<sup>5)</sup> なお、政治的政務論を成功させるためには、自分が属する国家に対してだけ政治的責務 を負うという「個別性の要件」をみたさなくてはならない。モラーロはこの要件の根拠を フェアプレイの原理に求める。国家が保障する「自律の権利」は同胞国民の協力のおかげ で享受できる。それゆえに、「法尊重」としての政治的責務を同胞国民に対して負うとい うのである (Moraro 2019: 139-140)。

# Ⅲ 市民的不服従論

前章で、モラーロの政治的責務論を概観した。モラーロは政治的責務の履行を各人の「自律の権利」から導出される二次的な「国民の義務」と位置付けた。そのため、政治的責務は法服従だけでなく、場合によっては各人の「自律の権利」を促進するために市民的不服従を国民に要請する。したがって、モラーロ理論において、市民的不服従は政治的責務の遂行行為であり、政治的責務と対立しない。市民的不服従を政治的責務の遂行と位置付けることで、従来の理論を刷新するモラーロは、当然、従来の支配的な市民的不服従論を継承せず、独自の市民的不服従論を展開する。

#### 1 市民的不服従と礼節 civility

たとえば、ロールズが「公共的で、非暴力の、良心的でありながら政治的な、法に反する行為」(Rawls 1999: 320 [邦訳 480] 強調は引用者)と市民的不服従を定義したように、多くの論者はこれらの外的な要件を「礼節ある civil 不服従」であるか「礼節なき uncivil 不服従」であるかを分かつメルクマールとしてきた。つまり、ロールズをはじめとする多くの論者は「礼節なき不服従」を排除したうえで市民的不服従論を展開した。しかし、モラーロによると、外的な要件に市民的不服従の「礼節」を求めるロールズ的アプローチは、その排他性ゆえに市民的不服従が持つ政治的作用を減退させるおそれがある。

さらに、モラーロによると、そもそも「礼節 civility」は性格的特徴として行為者に内在するものであるため、特定の外的な要件に還元できない(Moraro 2019: 41)。たとえば、私たちはテーブルマナーのよい人や聞き上手な人を礼儀正しい civil と称賛する。他方で、図書館内で携帯電話を使用する人や汚い言葉を使用する人を不躾な uncivil 人だと非難する。行為の様態や行為者の態度から礼儀正しい人か不躾な人かを判断するように、「礼節」は外的な要件ではなく、行為ににじみ出る態度(たとえば、親切、寛容)や、その態度を形成する内的傾向性に関係する(Moraro 2019: 29-30)。それゆえ、行為者の態度や内的傾向性を無視して、市民的不服従の「礼節」を構成する外的な要件だけを提示するアプ

ローチは、モラーロからすると誤りである。

モラーロはロールズ以来多くの論者が主張してきた外的な要件により「礼節ある不服従」と「礼節なき不服従」を峻別するアプローチを退ける。そして、C.カルホーンの議論を参考にして、「礼節」を他人の人生の価値を認める傾向性とする(Moraro 2019: 30)。ここでいう傾向性は、他人を自律した行為者として尊重する傾向性を意味する。したがって、モラーロ理論において、異議申立てという行為が市民的不服従であるかどうかは、行為の外的形式ではなく、他人の自律を尊重するという行為者の傾向性に求められることになる(Moraro 2019: 33)。

#### 2 説得としての市民的不服従

モラーロが言うところの「礼節」の概念が明らかになったところで、彼の市民的不服従論を概説しよう。モラーロはW.スミスとK.ブラウンリーによる「統治権力、あるいは非統治権力の実践に関する変化を支持するために人びとが従事する抑制された constrained 意思伝達的な communicative 抵抗、法違反行為」 (Smith and Brownlee 2017) という定義を踏襲する6)。この定義はロールズのそれと比較すると、いささか緩やかに見えるかもしれない。しかし、前節で確認したように、他人の「自律の権利」を顧みない不服従は市民的不服従ではない。そのため、モラーロ理論においても、市民的不服従は「自律の権利」とそれが要求する自律尊重義務に制約されることになる。

さらに、モラーロによると、市民的不服従は国民同士の自律を促進する未来志向的な forward-looking ものでなくてはならない。つまり、市民的不服従は未来志向的な態度に特徴づけられた説得的 persuasive 行為でなくてはならない (Moraro 2019: 38)。というのも、市民的不服従は他人に行為の変更を強要する強制的な行為となりうるからである (Moraro 2019: 85)。モラーロは説得的行為

<sup>6)</sup> モラーロは、労働組合 trade union、銀行、私立大学などの民間法人の規則に対する異議申立てを非統治権力に対する市民的不服従の例としてあげる(Moraro 2019: 34)。ただし、モラーロは統治権力(国家)に対する市民的不服従の分析に注力しており、民間法人への市民的不服従は就業規則の改定などを求め雇用主を職場に閉じ込める「ボスナッピング bossnapping」をのぞき、ほとんど検討していない(Moraro 2019: 100-101)。そのため、本稿は、国家の法や政策に対する市民的不服従に議論を限定する。

と強制的 coercive 行為とを、次のように区別する。

説得的やりとりにおいて、Aは説得を通じて自らが特定の仕方で行為する理由をBと共有しようと努力する。一方で、Bの意思にかかわらず、Bに自らの理由を押し付けるとき、Aは強制的に行為していることになる(Moraro 2019: 37 強調は原文イタリック)。

つまり、市民的不服従は異議申立ての理由を統治権力や同胞国民との共有を目的とする意思伝達的な行為である。しかし、モラーロによると、意思伝達的行為は脅迫とも両立しうる。たとえば、「テロリストは特定のメッセージを伝達するために、無辜の人を殺害する」(Moraro 2019: 37)。モラーロは市民的不服従と革命的行為とを比較し、市民的不服従が他人の「自律の権利」を尊重する未来志向的な意思伝達行為であり、脅迫と両立しえないことを強調する。

革命家たちは彼らが不正に権力を濫用している abusive と考える政府の廃止を目指すが、市民的不服従に従事する者は、現在の政府は正義の大義を促進できるし、進んでそうすると期待している。……市民的不服従に従事する者は、正統性 legitimacy や正義の最低基準をみたしたものとして彼らの政府を扱う(Moraro 2019: 38-39)。

革命的行為は政府を廃止する対象と捉えるため、政府を協同するパートナーと考えることはないし、対話を志向しない。一方で、市民的不服従は政府が正義を促進する可能性を信じ、対話を志向する。このように、対話を通じて政府と協同して法システムを改善するという意欲に、市民的不服従の未来志向性は基礎付けられる。それゆえ、当該異議申立てが未来を志向する市民的不服従であるために、異議申立てに従事する者は、自らの(政治的)確信の価値について他人と対話する準備がなくてはならない。以上の検討から、モラーロ理論における市民的不服従は、より良い社会の実現のために同胞国民・統治権力と協同するという動機に支えられた、対話に基づく説得的行為だということができる。

さらに、モラーロは「市民的不服従の主要な目的は立法府を変更することではなく、意思の伝達にあるため、市民的不服従の礼節はその行為に従事する者が必ず正しい主張をすることを要求しない」と主張する(Moraro 2019: 54)。なぜなら、市民的不服従が未来志向の対話に基づく説得的行為であるかぎり、市民的不服従に従事した者の主張が拒否されたという事実は、市民的不服従の「礼節」を毀損するわけではないからである(Moraro 2019: 54)。したがって、モラーロ理論において市民的不服従は、たとえその主張が誤っていたとしても、未来志向の対話を志向するかぎり許容される7)。

#### 3 市民的不服従と暴力

ところで、ロールズやその支持者の多くは外的要件として「非暴力性」を市民的不服従に課した。しかし、モラーロによると暴力と市民的不服従は両立しうる。この節では、「非暴力性」に関するモラーロの主張を概観する<sup>8)</sup>。

モラーロの議論を確認する前に、外的要件として「非暴力」を提示したロールズの主張を簡単に説明しよう。ロールズによると、市民的不服従が非暴力でなくてはならないのは、その行為が呼びかけの様態の一つだからである。そのため、暴力の使用は多数派への呼びかけという市民的不服従の本質をあいまいにする(Rawls 1999: 321 [邦訳 482])。

モラーロによると、ロールズのアプローチには二つ問題がある。第一に、「非暴力の異議申立て=civil」という定式化は、特定の少数派集団のさらなる周縁化、排除を助長しかねない。現実社会はロールズが理想とする正義にかなった民主制

<sup>7)</sup> モラーロにとって重要なのは「自律の権利」の尊重である。そのため、レイシズムを主張するための不服従のような、他人の自律の権利を尊重しない異議申立て行為を、モラーロは市民的不服従として許容しない(Moraro 2019: 147)。

<sup>8)</sup> ロールズは市民的不服従を構成する要件として、「非暴力性」の他に「公共性」、「良心性 = 刑罰受容性」をあげる。モラーロ理論における市民的不服従は、他人とのコミュニケーションを志向するものであるから、公開して行われなくてはならない。その意味で、ロールズの「公共性」要件はみたさなくてはならない。しかし、ロールズが主張する事前予告については、不服従行為を制限するものとして退ける(Moraro 2019: 39-40)。一方、「刑罰受容性」については、法侵犯行為の法的責任を直ちに負うものではなく、その行為の説明責任だけを負うと主張する(Moraro 2019: 144-147)。

とは程遠く、構造的な不平等や政治的影響力の不均衡が存在するからである。現実社会におけるこれらの不均衡のために、統治権力や同胞国民の多数派が非暴力の異議申立てに耳を貸さない、さらにはその異議申立てを抑圧する可能性すらある(Moraro 2019: 88)。第二に、強制的な非暴力行為があるにもかかわらず、身体的な暴力と強制とを結びつけ、非暴力だけを説得と結びつけた点である。市民的不服従の象徴的な例であるキング牧師の実践は、たしかに非暴力を徹底していた。しかし、キング自身が認めている通り、非暴力運動の目的は緊張状態を作り、黒人差別の問題に取り組むよう強要するforceすることであった(King 1991: 71)。つまり、非暴力運動ですら強制性をもちうるのだから、「非暴力の異議申立て=civil」という定式が常に成立するわけではない(Moraro 20219: 85)。

以上の議論からわかるように、モラーロは「非暴力性」に内在する排除性と強制性を指摘する。そもそも、モラーロ理論における「礼節」は、他人を自律した行為者として尊重する傾向性であった(III 章 1 節)。そのため、モラーロは暴力を物理的な実力と理解する従来のアプローチを退け、他人に行為の変更を強要する強制力を暴力と理解するアプローチを提案する(Moraro 2019: 96)。すなわち、モラーロ理論において、不服従が市民的不服従として正当化されるかは、その行為が他人の自律を尊重しているかどうか、つまり他人に行為の変更を強要するかどうかにかかっている。それゆえ、モラーロは「市民的不服従にとって重要な事柄は、他人には[その人本人に]営む人生があるという事実を尊重しないことであり、物理的な実力[身体的暴力]の行使ではない」と主張するのである(Moraro 2019: 96 [ ] は引用者)。

このように暴力を物理力ではなく強制力と捉えて市民的不服従の「礼節」を判断するモラーロからすれば、権力関係の不均衡のために、統治権力や同胞国民が異議申立てをする者を将来のために協同するパートナーとみなさない場合、その不均衡を打破するための「ある程度の実力 force の使用は、市民的不服従のコミュニカティブな目的を阻害するものではない」(Moraro 2019: 88)。

#### 4 自律と暴力

さらに、モラーロによると、暴力と「自律の権利」が課す消極義務 —— 他人の

自律した選択に干渉しない義務(以下、消極的自律尊重義務) — は矛盾しない。モラーロは「自律 autonomy」と「自由 freedom」を区別する G. ドゥオーキンの議論に依拠しつつ、「自律の侵害」と「自由の侵害」を区別する(Moraro 2019: 97-98)。

モラーロによると、自律と自由には二つの違いがある。第一に、自由と自律には、評価するために必要な期間に違いがある。自由は特定の時点で評価できるのに対し、「個人の人生において自律が果たす役割は、その人の企図、価値観、目標、欲求を同定することと関係する」から、自律を評価するためにはそれなりの期間が必要である(Moraro 2019: 97)。それゆえ、カフェでコーヒーを飲むか紅茶を飲むかといった一時点における選択の自由から、自律を評価することはできない。

第二に、自律は自己同一化と関係する高階 high order の欲求による承認が必要である。モラーロは H. G. フランクファートの議論に依拠し、特定の欲求を持つことを拒んでいるにもかかわらず、その欲求を持たざるを得ない場合があると主張する。たとえば、薬物依存症の人は薬をやめるという決心にもかかわらず、依存症のために薬物に手を伸ばしてしまうかもしれない。モラーロによると、このような場合、その人は自律していない。なぜなら、薬物に手を伸ばすという行為を高階の欲求は是認しないからである(Moraro 2019: 98)。したがって、誰の干渉も受けずに選択した行為であっても、高階の欲求がその行為を是認しないなら、その行為は自律した行為ではない。

このように、モラーロはフランクファートに依拠し、「自己同一化」という観点から自由と自律とを区別する。自己同一化という観点を考慮すると、「自らの人生を選び取る能力」(II 章 1 節)というモラーロの自律の定義は、〈高階の欲求に是認される選択をし、時間の経過とともにその選択を自己と同一化することで、自らの人生を選び取る能力〉とより具体的にまとめなおすことができる。つまり、「自律は、たしかに、ある程度の自由を要求する。しかしながら、ある程度の自由は自律するために不可欠なものであるが、自律した生活は自由な状態であるよりも多くのことを含意する」のである(Moraro 2019: 98 強調は原文イタリック)。したがって、モラーロ理論において、「自由の侵害」は必ずしも「自律の侵

害」を含意するわけではない。

「自律の侵害」と「自由の侵害」とを区別したうえで、モラーロは 2008 年にイギリスで起きた「スタンステッド空港滑走路占拠事件」を例にあげて、市民的不服従と暴力(強制力)の両立性を主張する。モラーロの意図と齟齬が生じないように、彼が引用するガーディアン紙の記事をそのまま引用しよう。

2008年12月8日未明、57人の活動家はイギリスのスタンステッド空港の滑走路を取り囲む安全柵を切り開いた。背中に「行動してください please do something」と印字された目立つベストを着ている一方で、活動家はパネル状の柵を滑走路に集め、それらを結束した。警察が到着したとき、活動家は逮捕に抵抗しようとしなかった。彼らの抗議運動は計画的に何便も欠航させ、その日旅行予定だった客を混乱させた。活動家たちの目的は、イギリス政府のスタンステッド空港第三滑走路建設計画と関係する環境リスクを喧伝することであった(Percival 2008 [Moraro 2019: 98-99より孫引き])。

環境保護活動家の不服従運動は、飛行機を欠航させ、搭乗予定の客に予定通りの旅行を断念させたという点で、他人への強制力を伴う行為のように見える。そのため、彼らの行為は「礼節なき」不服従として非難されてしかるべきであるように思われる。しかし、モラーロによると、活動家の行為は自由を侵害するが、「自律の権利」を侵害するわけではない。モラーロがそのように考える理由を説明しよう。すでに述べたように、自律とは自らの人生を選択する能力であるため、自律的選択は自らがなりたいと望む人格 person を選択することを意味する(Moraro 2019:99)。それゆえ、各人の選択は人格にかかわる自律的選択とそうでない選択とに分類できる。モラーロによると、人格にかかわる自律的選択は、特定の政策や政府を支持するといった政治にかかわる選択である(Ⅲ章5節)。政治にかかわる選択か否かという指標に従い飛行機に搭乗するという選択を分類すると、その選択は人格にかかる自律的選択ではない。つまり、活動家の行為は人格にかかる自律的選択を侵害するものではないため、モラーロは活動家の行為が「自律の権利」を侵害するものではなく、消極的自律尊重義務と両立しうると

主張するのである。また、活動家たちは自らの主張を押し付けているわけではなく、他人は拒否・反論することができる。その点で、彼らの行為は強制的なものでなく説得的なものである(Moraro 2019: 100)。そのため、モラーロはスタンステッド空港滑走路占拠事件を市民的不服従と位置付ける。

さらに、モラーロは「礼節」と暴力の両立性についても、ブラウンリーの議論を参考にしながら言及する(Moraro 2019: 94-95)。モラーロによると、「礼節」と暴力は、ロールズが考えるような対立概念ではない。というのも、ラグビーやボクシングのように、ルールの範囲内で身体的な攻撃を認めるスポーツも存在するからである。これらのスポーツにおいて、ルールを逸脱する行為は「礼節を欠く uncivil」ただの反則行為にすぎず、ペナルティの対象となる。モラーロは身体的な攻撃を認めるスポーツのルール適合性に着目し、これらのスポーツと市民的不服従をパラレルに考える。つまり、ルール適合的なら市民的不服従は暴力と両立するというのである。

モラーロが提示する市民的不服従の規則は二つある。第一の規則は、市民的不服従は反論・批判に開かれた説得的行為であることである(Moraro 2019: 36-39)。第二の規則は、同胞国民と統治権力を話し合いの席に着かせるための手段であることである(Moraro 2019: 88)9。これら二つの規則が遵守されている場合、市民的不服従と暴力は両立する。スタンステッド空港滑走路占拠事件における主張を考慮すると、これら二つの規則を遵守し、他人の自律を侵害しない場合、市民的不服従における暴力(強制力)をモラーロは許容する。

<sup>9)</sup> モラーロはボスナッピングを正当化する文脈で、「特定の状況下において、他人をコミュニカティブなやり取りに参加させるための実力あるいは暴力の行使は、他人を自律した行為者として尊敬する義務を果たしうる」(Moraro 2019:101)と主張するものの、統治権力に対する市民的不服従に関してこの条件について直接的に言及しているわけではない。だが、権力の不均衡により不服従者の主張に耳を貸さない同胞国民、統治権力を話し合いの場につかせる第一歩として、市民的不服従における暴力を許容するブラウンリーを引用し、その直後にモラーロは「ある程度の強制力の使用は、市民的不服従の意思伝達的な目的を阻害するものではない」と結論付けている(Moraro 2019:88)。そのため、市民的不服従と暴力の両立性について、モラーロもブラウンリー同様の条件を課していると思われる。

#### 5 積極的自律尊重義務と市民的不服従

ところで、市民的不服従は他人の自律を侵害しない場合において、その行為は政治的責務の遂行行為とされる。そのため、市民的不服従が政治的責務と捉えられるかは、「自律的選択」の実質的な内容に依存することになる。モラーロが唯一例示する「自律的選択」は、特定の政策の選択や政府の選択である。なぜなら、「特定の政策や政府を支持する選択は、我らがどのような類の人格であるのか、その人が賛成する価値、その人が是認する社会構想がどのようなものかを表している」からである(Moraro 2019: 99)。したがって、特定の政策や政府を支持するよう他の国民を説得するための不服従は市民的不服従として正当化される。

モラーロはさらに議論を進めて、政治的責務は市民的不服従を許容するのみならず、それを積極的に要請すると主張する $10^{\circ}$ 。というもの、政治的責務は自律した行為者が自律した選択ができるよう積極的な支援を要請するからである(Moraro 2019: 142)。政治的責務が自律した選択ができるような支援までをも要請する理由は、政治的責務が「自律の権利」の行使を可能とするために要請される義務だからである( $\Pi$ 章 1節)。

モラーロによると、より多くの選択肢から1つを選択することは、自らに適合しない価値観を退けていく営為であるから、選択肢が多ければ多いほど、自らの欲求、目標、価値観を明らかにすることができる。そのため、自律を促進するためには多数の選択肢があることが望ましい(Moraro 2019: 141)。それゆえ、「自律の権利」が要請する政治的責務は、他人の自律した選択への干渉を差し控えるだけでなく、自律した行為者が自律した選択をできるよう積極的な支援をも要請する(以下、積極的自律尊重義務)(Moraro 2019: 142)。つまり、政治的責務の履行を目指して「私たちは、他人の自律を促進するために、道徳的に価値がある選択肢を提供しなくてはならない」(Moraro 2019: 142)。

<sup>10)</sup> なお、モラーロはスタンステッド空港の滑走路を占拠した環境保護活動家の行為は、不服従に従事していない国民が支持する政策のみならず、彼らがなりたいと考える人格に対して疑問を投げかけることで、その後の不服従に従事していない国民の選択を豊かにしたと肯定的に評価する。そして、滑走路の占拠という環境保護活動家の実力行使は、同胞国民に価値のある選択肢を提供する努力の一部であったと主張する(Moraro 2019: 142)。

特定の状況下において、他人を自律した行為者として尊敬する義務は、違法なコミュニケーション形態に訴え、そして立法府の交代に関する意見のやりとりに同胞国民を引き入れるよう要求する(Moraro 2019: 143 強調は原文イタリック)

選択肢を増やし、より高度な自律を実現するために、政治的責務は市民的不服従を要求する。そして、モラーロ理論においては、市民的不服従に従事しない行為は、「政治的責務に違背しうるし、そのことで非難されうる」行為なのである (Moraro 2019: 143)。

## Ⅳ 検討

モラーロは市民的不服従を政治的責務の履行の一部と位置付けることで、ロールズ以来支配的であった市民的不服従論の転換を試みた。この政治的責務としての市民的不服従論は、政治的責務と市民的不服従の緊張関係を解消するだけでない。法侵犯行為という性質ゆえに従来から制限されてきた市民的不服従を、義務として積極的に擁護する。モラーロの試みは、ロールズ以来、権利の行使として考えられてきた市民的不服従を、義務の遂行へと転換させることで、市民的不服従論に新たなパースペクティブを与えたという点で画期的である。しかし、モラーロの政治的責務の履行としての市民的不服従論を、無条件に受け入れることはできないように思われる。というのも、政治的責務を「自律の義務」に還元するモラーロ理論には、理論的な問題があるように思われるからである。本章では、モラーロ理論に内在する問題をいくつか検討したい。

## 1 自由の侵害と自律の侵害は区別できるのか

モラーロによると、実力をともなう市民的不服従と他人の自律を侵害しないよう要求する消極的自律尊重義務は両立しうる(Ⅲ章4節)。すでに検討したように、モラーロはスタンステッド空港の滑走路を占拠した環境保護活動家の行為を市民的不服従と位置付ける。環境活動家の行為は、他人の自律と関係する「政治

にかかわる選択」を侵害するものではないからである。それゆえ、「環境保護活動家の行為は他人の移動の自由を侵害するものの、自律の権利を侵害しない」と モラーロは判断するのである。しかし、人格にかかる自律的選択は、モラーロが 提示する「政治にかかわる選択」だけなのだろうか。

モラーロの自律の定義を思い出そう。彼の「自律」と「自由」の区別に関する議論を踏まえると、モラーロ理論における自律は〈高階の欲求に是認される選択をし、時間の経過とともにその選択を自己と同一化することで、自らの人生を選び取る能力〉と整理することができた(Ⅲ章4節)。そうであるなら、その重要度に程度の差こそあるだろうが、人格にかかる自律的選択はモラーロが提示する「政治にかかわる選択」だけにとどまらないように思われる。たとえば、スタンステッド空港滑走路占拠事件の際、家族を大切にするという価値観を持った人Aが、滑走路が占拠されたために搭乗予定の飛行機に乗れず危篤の家族の死に目に会えなかったとしよう。その場合、空港を占拠した環境保護活動家の行為は、Aが自身の高階の価値観に照らして生きることを妨げているのだから、Aの移動の自由だけでなく、自律をも侵害したといえよう。

このように、自由の行使には、モラーロが例示するようなカフェでコーヒーを飲むか紅茶を飲むかといった一階の欲求によるものもあれば、高階の価値観に照らした、すなわち自律の能力と結びついたものもある。そのため、モラーロが提示する「政治にかかわる選択」以外にも自律的選択はあるといえよう。たしかに、実力行使をともなう市民的不服従が他人の自律と衝突したとしても、自律的選択が持つ道徳的重みには程度の差があるのだから、他人の自律を侵害するなと要求する消極的自律尊重義務が、政治的責務としての市民的不服従よりも常に優先されるとはいえない。しかし、彼が自律の侵害ではないと考える事例が、他人の自律の権利を侵害している場合があることを、モラーロは考慮する必要があるだろう。

## 2 広範な市民的不服従の特権化

モラーロ理論における市民的不服従は、他人の自律の促進する積極的自律義務の履行行為として位置づけられる(Ⅲ章5節)。モラーロが「自律の積極的義務」

として市民的不服従を擁護するに至る理論構造を確認しよう。

前提1:特定の政府や政策を選択することは重大な自律的選択である

前提2: 重大な自律的選択において、道徳的に価値がある選択肢がより多く 与えられているならば、人々の自律は(道徳的に価値がある選択肢 が少ない場合よりも)促進される

前提3:誰もが他人の自律の促進を援助する「積極的自律義務」を負う

前提4:市民的不服従は特定の法や政策の再考を促すことにより、法・政策 に関する選択肢を増やす

結論:特定の法・政策に関する選択肢を増やすことで、人々の自律を促進 する市民的不服従は「自律の積極的義務」により要求される

この理論構造に従えば、モラーロ理論において、他人の「政治にかかわる選択」を侵害せず法や政策に関する選択肢を増やす市民的不服従は、積極的自律義務として要求され正当化されることになる。しかし、前節で確認したように、モラーロが提示する「政治にかかわる選択」以外にも自律的選択と呼べるものはあり、「自律の権利」と「市民的不服従」が対立しうることもある。そのため、政治的責務の履行としての市民的不服従には、他人の自律の権利と対立する可能性がつきまとうことになる。また、市民的不服従が他人の自由とそれに依拠した自律的選択を過度に侵害する場合、モラーロが自律を充足するために強調する「協同」の基盤を毀損するという結果を、市民的不服従が招いてしまうかもしれない。

たとえば、ロールズは市民的不服従が社会にもたらしうる混乱を予防するために、市民的不服従を構成する要件のみならず、市民的不服従を正当化するためにみたすべき条件を課した(Rawls 1999: 326-331 [邦訳 489-496])<sup>11)</sup>。一方、モラーロは市民的不服従が社会にもたらしうる混乱について、ほとんど議論しない。その理由は、市民的不服従が与える法・政策に関する選択肢が、国民の自律のみならず、国民の未来志向の協同を促進するとモラーロが考えるからであろう。

しかし、自律と密接に結びつく自由もあるのだから、市民的不服従が他人の自由とそれに依拠した自律的選択を制限しうるのも事実である。市民的不服従が提

#### (116) 一橋法学 第21巻 第1号 2022年3月

示する選択肢が他人の他の選択肢とトレードオフであるなら、市民的不服従が提供する政治的にかかわる選択肢がなぜ優先されるべきなのかを、モラーロは提示する必要があるだろう。

さらに、市民的不服従を政治的責務の履行行為と位置付けることで、市民的不服従に「お墨付き」を与えるモラーロ理論は、過激な活動家の行為を正当化する理論として利用される可能性を孕む。というのも、モラーロ理論は広範な対象を市民的不服従の対象として認めているように思われるからである。モラーロは市民的不服従がもたらす未来志向の対話を重視し、異議申立ての内容をほとんど重視しない(III 章 2 節)。そのため、異議申立て行為が政治にかかわる選択肢を増やし、他の国民と対話する姿勢さえ示すのであれば、その主張が他人の支持を得られるほどに正当か否かに関係なく、その行為は市民的不服従として正当化されることになる。この推論が正しく、主張の正当性とは無関係に異議申立てが市民的不服従として正当化されるなら、市民的不服従を政治的責務の履行行為と位置付けるモラーロ理論は、支持を得られそうにない政治的主張を展開する過激な活動家に、彼らの行為を政治的責務の履行行為として正当化する根拠に利用される可能性があるだろう12)。

#### 3 結論

以上の検討をまとめると、モラーロ理論には①自由の侵害と自律の侵害を区別

<sup>11)</sup> ロールズは、市民的不服従を正当化するための条件として、市民的不服従が異議申立てできる不正義を「平等な自由の原理」と「公正な機会均等原理」――たとえば、特定の少数派の投票権の制限――に限定する(Rawls 1999: 326-327 [邦訳 490])。モラーロはロールズが課す市民的不服従を正当化する条件について、①市民的不服従の正統性を露骨な基本的平等に侵害に求めることで議論を単純化し、②一部の(少数派)集団にとって市民的不服従が彼らの不同意を伝達するための重要な手段となりうる事実を見落としていると評価する(Moraro 2019: 54)。なお、ロールズの市民的不服従を正当化するための条件については鈴木(2008)、山本(2020)を参照。

<sup>12)</sup> もっとも、モラーロはあらゆる政治運動を市民的不服従として認めているわけではない。たとえば、レイシズムは他人の自律の権利を尊重しないため、レイシズムを主張する政治運動として認めない(Moraro 2019: 147)。また、自らの主張の実現を求め対話を志向しない妊娠中絶禁止論者や動物福祉論者、反戦家の政治運動を直接行動 direct action として位置づける(Moraro 2019: 35-36)。

できるかという問題、②市民的不服従により生じうる混乱に対する議論不足という問題がある。これらの理論的な問題は、モラーロが市民的不服従の未来志向的な側面や自律を促進するという特徴に重点を置き、理論を構築したため生じたものだと思われる。これらの理論的問題があったとしても、モラーロ理論が膠着状態にある政治的責務と市民的不服従の緊張関係の解消を目指す画期的な試みであることには変わりはない。政治的責務を擁護しつつ市民的不服従の正当化を試みるロールズや、政治的責務を否定することで政治的責務と市民的不服従の緊張関係の解消を試みるシモンズが提供したに代わる理論を提供し、政治的責務論および市民的不服従論の議論の幅を広げたモラーロの功績は大きい。

#### 参考文献

鈴木正彦(2008)『リベラリズムと市民的不服従』慶應義塾大学出版会

山本啓介 (2021)「哲学的アナーキズムと市民的不服従: A. J. シモンズの場合」(『一橋法学』第20巻第2号453-489頁)

横濱竜也(2016)『遵法責務論』弘文堂

Brownlee, K. (2012). *Conscience and Conviction: The Case for Civil Disobedience*. Oxford: Oxford University Press.

Dagger, R. (1997). Civic Virtue: Rights, Citizenship, and Republican Liberalism. Oxford: Oxford University Press.

Dworkin, G. (1988). *The Theory and Practice of Autonomy*. Cambridge: Cambridge University Press.

Edmundson, W. (2006). "The Virtue of Law-Abidance", *Philosopher's Imprint* 6, pp. 1–21.

King, M, L. (1991). "Letter from Birmingham City Jail", in: *Civil Disobedience in Focus*, ed. by Bedau, H. New York: Routledge, pp. 68–84.

Klosko, G. (2019). Why Should We Obey the Law? Cambridge: Polity Press.

Moraro, P. (2019). Civil Disobedience: A Philosophical Overview. London: Rowman & Littlefield.

Putnam, R, D. (2000). Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community. New York: Simon & Schuster. (柴内康文訳『孤独なボウリング』柏書房、2006 年)

#### (118) 一橋法学 第21巻 第1号 2022年3月

- Rawls, J. (1999). *A Theory of Justice* (*Rev. ed.*). Cambridge: Belknap Press. (川本 隆史·福間聡·神島裕子訳『正義論』紀伊国屋書店、2010年)
- —— (2005). *Political Liberalism* (expanded version). New York: Columbia University Press.
- Raz, J. (2001). Value, Respect, and Attachment. Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, W. and Brownlee, K. (2017). "Civil Disobedience and Conscientious Objection", in: *Oxford Research Encyclopedia*. https://oxfordre.com/politics/view/10.109 3/acrefore/9780190228637.001.0001/acrefore-9780190228637-e-114 (最終閲覧 2021/09/10).
- Wolff. R. (1970). In Defence of Anarchism, New York: Happer & Row.